

育児時短勤務手当金請求書

組合員の記号・番号	記号 101 番号	×××××	所	名 称	行財政局人	事部厚	生課
所属コード	12400	30000		所 在 地	京都市中京区等	宇町通 御	池上る
(フリガナ)	キョウサイ クミア	Υ	属	171 11. 10	上本能寺前町。	488番	护地
組合員氏名	共済 組合		生 年	月日	年	月	日
			資格取	得年月日	年	月	日
育児時短勤務の開始日	•終了予定日	令和7年	4月1	5日	令和8年	3 月	3 1 日
請求期間(支給対象月)	の初日・末日	令和7年	9月	1日	令和7年	9 月	29日
対象となる子の氏	名・出生日	共済(約	且子		令和5年	10月	1日
育児時短勤務開始時の	(標準報酬等	級)		(標準報酬	洲月額)		
+亜 ※ + + ロエ川 たた √ ロ ロ マド ロ <i>中</i> 石		0.0	17		3 0 0	0.0	0 0

標準報酬等級及び月額

22 級

300, 000 _円

上記のとおり請求します。

(宛先) 京都市職員共済組合理事長

令和○ 年○ 月 ○日

住所 京都市〇〇区〇〇町〇〇

請求者

氏名

共済 組合

※以下項目は総務事務センター(他任命権者においては職員課、人事課)記載欄

育児時短勤務の開始日は、対象の子で育児時短勤務を取得した最初の日(令和7年4月1日 以前から取得している場合は、令和7年4月1日)を記入してください。 育児時短勤務を取得しない月があった場合は、次に育児時短を取得した日を記入してください。

請求期間は、育児時短勤務を行っている期間の月の1日から月末までを記入してください。

- ・初回請求時の請求期間の初日は、育児時短勤務を開始した日を記入してください。
- ・最終請求時の請求期間の末日は、育児時短勤務に係る子が2歳に達する場合は子が2歳に 達する日の前日(子の2歳の誕生日の前々日)を記入し、その他の事由により育児時短勤務 を終了する場合は、育児時短勤務を終了する日を記入してください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

職名

赤枠内の事項につ崩滅は、所属所(市長部局であれば総務事務センターは命権で記載及び証明しますので、記入不要です。 氏名

※太枠内を記入してください。

(所属所長証明欄は、総務事務センター(他任命権者においては職員課、人事課)で記入してください。)

- 備考1 勤務しない期間に報酬が支払われた場合には、期間中に支払われる報酬についての所属 機関の長又は事務担当者の証明を添付してください。
 - 2 手当金は、あらかじめ登録いただいている短期給付金口座に振り込まれます。
 - 3 手当金通知書は、総務事務センター(他任命権者においては職員課、人事課)に届け出ている住所宛に送付されます。

イメージ図

【パターン①】継続して部分休業を取得している場合

	8月	9月	10月	11月	12月	
勤怠		12/1~通常勤務				
報酬	全額支給(30万)	減額支給(28万)	減額支給(27万)	減額支給(28万)	減額支給(27万)	
支給対象月	対象	対象	対象	対象	対象外	
標準報酬月額	28万	32万	32万	32万	32万	
育児時短勤務の開始日	8月1日	8月1日	8月1日	8月1日		
育児時短勤務の終了予定日	11月30日	11月30日	11月30日	11月30日		
請求期間 (支給対象月) の初日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日		
請求期間 (支給対象月) の末日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日		
育児時短勤務開始時の						
標準報酬等級及び月額	21等級28万	21等級28万	21等級28万	21等級28万		
	30万≧28万のため	28万≧28万のため	27万<28万のため	28万≧28万のため		
育児時短勤務手当金	不支給	不支給	支給	不支給		

育児時短勤務開始日は8月のため、標準報酬月額は8月の内容となる

【パターン②】部分休業を取得しない月がある場合

	8月	9月	10月 11月		12月	
勤怠	8/1~部分休業	9/1~通常勤務	10/1∼∄	12/1~通常勤務		
報酬	全額支給(30万)	減額支給(28万)	全額支給(30万)	減額支給(28万)	減額支給(27万)	
支給対象月	対象	対象外	対象	対象	対象外	
標準報酬月額	28万	32万	32万	32万	32万	
育児時短勤務の開始日	8月1日		10月1日	10月1日		
育児時短勤務の終了予定日	8月31日		11月30日	11月30日		
請求期間(支給対象月)の初日	8月1日		10月1日	11月1日		
請求期間(支給対象月)の末日	8月31日		10月31日	11月30日		
育児時短勤務開始時の						
標準報酬等級及び月額	21等級28万		23等級32万	23等級32万		
	30万≧28万のため		30万<32万のため	28万<32万のため		
育児時短勤務手当金	不支給		支給	支給		

前月が全て通常勤務のため、育児時短勤務開始日リセット

【パターン③】令和7年4月1日より前から部分休業を取得している場合

	3月	4月	5月	6月	7月	
勤怠		7/1~通常勤務				
報酬	全額支給(35万)	減額支給(28万)	減額支給(27万)	減額支給(33万)	減額支給(27万)	
支給対象月	対象外	対象	対象	対象	対象外	
標準報酬月額	28万	32万	32万	32万	32万	
育児時短勤務の開始日		4月1日	4月1日	4月1日		
育児時短勤務の終了予定日		6月30日	6月30日	6月30日		
請求期間 (支給対象月) の初日		4月1日	5月1日	6月1日		
請求期間 (支給対象月) の末日		4月30日	5月31日	6月30日		
育児時短勤務開始時の						
標準報酬等級及び月額		23等級32万	23等級32万	23等級32万		
		28万<32万のため	27万<32万のため	33万≧32万のため		
育児時短勤務手当金		支給	支給	不支給		